

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第2号

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

博物館登録等の手続に関する規則（昭和27年新潟県教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（ <u>変更の届出</u> ） 第3条 （略）	（登録事項等の変更） 第3条 （略） <u>2 前項による届出は、その事由の生じた日から20日以内とする。但し、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月及び3月中に届け出るものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。